

# 農業者等営農継続緊急支援事業実施要領

令和3年11月4日  
3農産第930号  
改正 令和4年3月7日  
4農産第173号

## 第1 趣旨

本事業は台風、大雪等の災害（知事が別に定める対象災害に限る。）により被災し、厳しい経営状況にある農業者等の生産回復・経営再開に向けた取組を支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容等

本事業の事業種目、それぞれの対象作物、事業内容、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、事業実施主体、採択基準及び補助率については、別表のとおりとする。

## 第3 事業の実施等

### 1 交付申請

- (1) 規則第5条第1項に規定する申請書は、別表に定める様式によるものとする。
- (2) 知事は、前号に規定する申請書を受理し、その申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、補助対象事業者に対して補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ別表に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 事業の廃止
- イ 事業実施主体を構成する者の追加又は変更
- ウ 補助金額の増又は2割を超える減
- エ 事業費の2割を超える増減
- オ 事業種目の追加又は変更

### 3 実績報告

- (1) 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別表に定める様式によるものとし、補助事業者は、事業完了後（交付決定の日までに着手し、既に事業が完了している場合は交付決定後）30 日以内又は事業実施年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 第 3 の 1 の (3) のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、前号の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第 3 の 1 の (3) のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 号の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別表に定める様式により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

### 4 実施状況の報告

- (1) パイプハウス復旧支援事業（別表 1 の (3)）を実施した事業実施主体は、本事業の実施年度（目標年度）の翌年度の 6 月末日までに、当該年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、補助事業者へ提出するものとする。
- (2) 補助事業者は前項の報告を受けたときは報告があってから 10 日以内に別表に定める様式により知事に提出するものとする。

## 第 4 助成

知事は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において、助成するものとする。

## 第 5 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、第 3 の 1 の (2) の交付決定の日から事業実施年度の 3 月 25 日までとする。ただし、事業趣旨に鑑み、別途定める本事業の対象災害による被害の早期復旧のために交付決定の日までに着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了しない場合においては、当該年度の 12 月 28 日までに別表に定める様式により速やかに知事に報告し、繰越の承認を受けること。
- 3 前号の期日以降に予算が成立したもので、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了しない場合は、当該年度の 3 月 25 日までに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第 6 財産の処分の制限

- 1 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とし、その期間は、取得の日から起算すること。
- 2 処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ

知事の承認を受けなければならない。

- 3 前号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を府に納付することを条件とすることがある。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

【別 表】

1 生産回復支援事業

(1) 農産物生産回復支援事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率																																											
野菜 果樹 花き 豆類 茶	<p>生産回復のための追加防除や追加施肥に要した農薬代及び肥料代並びに播き直しに要した種苗代等を助成する。</p> <p>なお、対象作物ごとの対象資材等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野菜・花き ・防除用農薬 ・草勢回復用肥料 ・播き直し用種苗(※) ・土壌改良用資材(※)</p> <p>※野菜のうち、京のブランド産品以外の作物においては、地域重点推進品目に限る。</p> <p>(2) 果樹 ・防除用農薬 ・草勢回復用肥料</p> <p>(3) 豆類 ・防除用農薬</p> <p>(4) 茶 ・防除用農薬 ・草勢回復用肥料</p>	市町村	3戸以上の農業者が組織する営農組合等の団体	<p>以下の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。以下「被害報告要領」という。）に基づき府に報告された農業関係被害に対する生産回復を図る取組であること。 ただし、被害後に発生する病害等、被害報告要領に基づく報告時に判断できなかった被害であって、知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 販売農家であること。</p> <p>3 受益面積は、1で報告された面積を上限とする。</p> <p>4 対象となる資材等は、生産履歴等により「掛かり増し施用」が確認できるものであること。</p> <p>5 対象資材等は、災害の発生した日から4箇月の間に使用するものであること。</p> <p>6 他の事業との重複申請とならないものであること。</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>助成金の額は、次のア又はイのいずれか低い額を限度とし、事業実施主体ごとに千円未満を切り捨てる（施用回数の上限：用途別、1ほ場当たり2回まで）。</p> <p>ア 助成の対象となる事業に要する経費に1 / 2 を乗じて得た額 イ 次の用途ごとの事業費限度額に施用面積を乗じて得た額の合計に1 / 2 を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">用途</th> <th colspan="6">事業費限度額【円/10a】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">野菜</th> <th rowspan="2">果樹</th> <th rowspan="2">花き</th> <th rowspan="2">豆類</th> <th rowspan="2">茶</th> </tr> <tr> <th>京のブランド産品</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用農薬</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>4,500</td> <td>2,500</td> <td>900</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>草勢回復用肥料</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>播き直し用種苗</td> <td>67,000</td> <td>67,000(※)</td> <td></td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌改良用資材</td> <td>42,000</td> <td>42,000(※)</td> <td></td> <td>20,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目に限る（豆類・茶除く）。</p>	用途	事業費限度額【円/10a】						野菜		果樹	花き	豆類	茶	京のブランド産品	左記以外	防除用農薬	4,600	4,600	4,500	2,500	900	4,000	草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	2,500		4,000	播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		50,000			土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		20,000		
用途	事業費限度額【円/10a】																																															
	野菜		果樹	花き	豆類		茶																																									
	京のブランド産品	左記以外																																														
防除用農薬	4,600	4,600	4,500	2,500	900	4,000																																										
草勢回復用肥料	5,000	5,000	3,000	2,500		4,000																																										
播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		50,000																																												
土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		20,000																																												

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	債務負担の承認申請
当該市町村の区域を所管する京都府広域振興局（ただし、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町管内の場合は農産課（以下「広域振興局等」という。））	別記第1-1号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第7号様式

(2) 種子確保緊急対策事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率等
<p>水稲 黒大豆 小豆</p>	<p>次年産の種子確保のため、一般生産物を種子転用する場合に要する再調製経費（再検査費用及び種子消毒費用等）を助成する。</p>	<p>京都府種子協議会</p>	<p>京都府種子協議会</p>	<p>対象作物の品種について、水稲は推奨品種*「コシヒカリ、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、ヒノヒカリ、祝（酒造用）、新羽二重糯」、黒大豆は「新丹波黒」、小豆は「京都大納言」のみを対象とする。</p> <p>*京都府主要農作物種子生産及び供給事業実施要領により指定された品種</p>	<p>定額</p>

書類提出先・提出様式

提出先	提出様式				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	債務負担の承認申請
農産課	別記第1－2号様式	別記第2－2号様式	別記第3－2号様式	別記第5号様式	別記第7号様式

(3) パイプハウス復旧支援事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率
<p>野菜 果樹 花き</p>	<p>倒壊等による被災パイプハウス及びこれに付帯する施設の復旧及び撤去に要する次に掲げる経費を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農産物の生産に必要なパイプハウスの修繕又は気象災害による農業被害前と同程度のパイプハウスの取得</li> <li>2 パイプハウスを修繕するために必要な資材の購入</li> <li>3 1及び2における施設補強等のために必要な経費</li> <li>4 1と一体的に修繕し、又は取得する付帯施設の整備</li> <li>5 撤去に要する経費（ただし、撤去のみの実施は対象外とする。）</li> </ol>	<p>市町村</p>	<p>販売農家</p>	<p>以下の基準を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。</li> <li>2 事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。</li> <li>3 他の事業との重複申請としないもの。</li> <li>4 園芸施設共済の引受対象となる施設を修繕又は取得（以下「復旧」という。）する場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証の加入等がなされるものであること。 なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時期に限定せず、通年とし、また、当該施設の処分制限期間において継続されているものとする。</li> <li>5 復旧に当たっては、同レベルの災害が発生しても、その被害を回避するための補強（タイバー（逆T型）、クロス（X型）のうちいずれか）を行うこと。 ただし、施設規模等で困難な場合は別途府と協議の上、同程度の効果が得られる補強を行うこと。</li> </ol>	<p>【パイプハウス及び付帯する施設の復旧に要する経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 園芸施設共済等加入者 1/2以内</li> </ol> <p>ただし、共済金国庫相当額（民間事業者による保険金についても支払額の1/2を国庫相当額とみなす）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費の2/3以内かつ、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 園芸施設共済等未加入者 3/10以内</li> </ol> <p>【撤去に要する経費】 1/2以内 ただし、事業費は290円/m<sup>2</sup>を上限とする。</p> <p>また、共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>（千円未満は切り捨て）</p>

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式					
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	実施状況報告	債務負担の承認申請
広域振興局等	別記第1-1号様式 別記第4号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第6号様式	別記第7号様式

(4) 宇治茶等生産施設災害復旧事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率
<p>茶 果樹</p>	<p>1 玉露やてん茶などの生産に必要な被覆棚・被覆資材の復旧に係る経費を助成する。</p> <p>( ・被覆棚 (直管パイプ等) ・被覆資材 (ダイオシート等) )</p> <p>2 果樹の生産に必要な棚の復旧に係る経費を助成する。</p> <p>・果樹棚 (直管パイプ等)</p>	<p>市町村</p>	<p>販売農家、農業者が組織する団体等</p>	<p>以下の基準を全て満たすこと。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領 (平成12年12月27日付け2農産第1437号。)に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。</p> <p>2 事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。</p> <p>3 他の事業との重複申請とならないもの。</p> <p>4 産地生産体制の早急な復旧の観点から、再利用可能な資材について、積極的に活用すること。</p>	<p>【被覆棚・果樹棚または被覆資材の復旧に要する経費】 4/10以内</p> <p>ただし、国庫補助金と府補助金の合計が事業費の4/10以内において補助を行うこととする。</p> <p>【撤去に要する経費】 1/2以内 ただし、事業費は290円/㎡を上限とする。</p> <p>ただし、国庫補助金と府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>(千円未満は切り捨て)</p>

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出書類				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	債務負担の承認申請
広域振興局等	別記第1-1号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第7号様式

(5) 農林水産業者生産設備再建支援事業

事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率
被災した農業用機械等の更新に要する経費に対し助成する。	市町村	販売農家 畜産農家 漁業者等	<p>以下の基準を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。</li> <li>2 事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。</li> <li>3 他の事業との重複申請とならないもの。</li> <li>4 対象とする農業用機械等は、事業実施主体が所有し被災したものと同程度の能力を有するもの。</li> <li>5 更新した農業用機械等については、再度の気象災害等による被災に備えて、農業共済制度等による保証の加入等がなされるものであること。</li> <li>6 以下の場合には対象としない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災前に耐用年数を経過したもの。</li> <li>(2) 修繕により利用可能なもの（農業用機械のみ）。</li> <li>(3) 補助金額合計が下限に充たないもの。</li> <li>(4) 汎用性の高いもの（軽トラ等）。</li> </ol> </li> </ol>	<p>4 / 10 以内 （千円未満は切り捨て）</p> <p>農業用機械の更新に要する経費のうち、搬入経費、手数料は事業費から除く。 また、国庫補助金と府補助金の合計が事業費の4 / 10 以内かつ共済金（民間事業者による保険金等含む）、国庫補助金及び府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>共済等未加入の場合、補助対象経費は、事業費の5割とする。</p> <p>1 事業実施主体当たり補助金が 100 千円以上 1,000 千円以下とする。</p>

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	債務負担の承認申請
広域振興局等	別記第1-1号様式 別記第4号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第7号様式

## 2 経営再開支援事業

事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率等
<p>1 農林水産業経営の再開に必要な次の経費に対し助成する。ただし、被災により、使用できなくなった器具、機器等を対象とし、汎用性の高い器具、機器等に関するものは対象外とする。</p> <p>(1) 器具、機器の購入</p> <p>(2) 機械、施設の修繕（パイプハウス、茶被覆棚・果樹棚等を除く）</p> <p>(3) 被災農地の簡易な復旧 （パイプハウス、茶被覆棚・果樹棚等を除く）</p> <p>(4) その他知事が認めるもの</p>	市町村	販売農家、畜産農家、漁業者等	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。</p> <p>2 事業内容の欄の1の（1）については、災害の発生した日から2箇月の間に使用するものであること。</p> <p>3 事業内容の欄1の（2）又は（3）については、事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。</p> <p>4 他の事業との重複申請とならないものであること。</p>	<p>1 補助率 1／2以内 （千円未満は切り捨て）</p> <p>2 補助金額 1 事業実施主体当たり100千円を上限とする。 ただし、共済金（民間事業者による保険金等含む）と府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p>

書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする（事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様）。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式				
	交付申請	変更承認申請	実績報告	消費税仕入控除税額報告	債務負担の承認申請
広域振興局等	別記第1-1号様式 別記第4号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第5号様式	別記第7号様式